

(新) 水銀条約外交会議開催経費
水銀対策に関する戦略策定事業

399百万円(0百万円)
75百万円(64百万円)

環境保健部環境安全課

1. 事業の概要

国連環境計画（UNEP）を事務局に、水銀に関する条約の制定に向けた国際交渉が進められ、本年1月に開催された政府間交渉委員会第5回会合において、条文案が合意され、条約の名称が「水銀に関する水俣条約」に決定されるとともに、本年10月に条約の採択・署名のための外交会議を熊本市及び水俣市で開催することが決定された。水俣病経験国である我が国としては、水俣病と同様の健康被害や環境破壊が世界のいずれの国でも繰り返されることのないよう、外交会議を成功させることにより「水俣条約」を実現するとともに、国際的な水銀対策の推進への貢献及び早期批准に向けた国内対策の検討を進めることとしている。

具体的には、以下の取組を実施する。

○水銀対策に関する戦略の策定

外交会議における条約の署名・採択及び早期の批准に向けて、必要な国内対応策等について検討を進める。また、条約が採択された後も具体的な運用のためのルール作り等についての議論が継続することが見込まれるため、この国際交渉に際しての我が国の対処方針の検討及び交渉における検討材料として我が国の考え方を提案するための調査・検討を行う。さらに、これら調査・検討に活用するため、我が国における水銀等の環境監視等を行う。

○外交会議の開催

平成25年10月に熊本市及び水俣市で開催される外交会議における「水俣条約」の制定に向けて、外交会議を円滑に開催・運営する。

2. 事業計画

区分	24年度	25年度	26年度
(1) 水銀対策に関する戦略策定推進事業			
(2) 外交会議開催経費			

3. 施策の効果

本事業により、①平成25年度10月の「水俣条約」の制定及び国際的な水銀対策の推進に貢献するとともに、②「水俣条約」の発効に向けた国内対応の準備を着実に進める。

水銀規制に関する条約制定推進事業

背景

- 平成21年 2月 UNEP第25回管理理事会において、水銀によるリスク削減のための法的拘束力のある文書（条約）を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会（INC）を設置して平成22年に交渉を開始し、平成25年までの取りまとめを目指すことに合意
- 本年1月に開催された政府間交渉委員会第5回会合（INC5）において条約案文が合意されるとともに、条約の名称が「水銀に関する水俣条約」に決定され、併せて、本年10月に条約の採択・署名のための外交会議を熊本市及び水俣市で開催することが決定

重要性

- 世界のいかなる国においても水俣病のような悲惨な公害を繰り返してはならないことを各国と共有することが重要。
- 地球規模の水銀汚染の防止を進めることで、我が国の水銀対策の経験、技術のみならず、水俣の地域再生の姿を世界に発信することが重要。

条約条文案の主な内容

- 前文
 - ・水俣病の教訓に関する記述を記載
- 水銀の供給・国際貿易の制限
 - ・水銀鉱山からの産出を段階的に廃止、水銀の輸出入を制限
- 水銀含有製品、水銀使用製造プロセスの削減
 - ・水銀含有製品（電池、一部の蛍光灯、体温計、血圧計等）の製造・輸出入、
水銀を使用する工業プロセスの段階的禁止
- 大気・水・土壌への排出の削減
 - ・最適技術や排出基準値の適用等により排出削減対策を実施
- 水銀含有廃棄物対策
 - ・ガイドライン等に基づいて環境上適正な処分を推進

平成25年度の事業概要

- (1) 水銀対策に関する戦略の策定 →
 - ・我が国の対処方針、国内担保措置の検討に活用
 - ・アジア太平洋地域の水銀対策の検討に活用
 - ・条約の運用ルール、ガイドラインの検討材料として提案
- (2) 外交会議開催 →
 - ・平成25年10月の開催が決定した「水俣条約」制定のための外交会議の円滑な開催・運営